



題字は斎藤邦吉先生書

発行所
昭和48年3月14日
厚生省環第171号認可
全国環境整備事業
協同組合連合会
〒105-0004 東京都
港区新橋4-31-7
中村ビル4階
TEL (03) 6453-0607
FAX (03) 6453-0608

環境整備事業関係広報紙

【7月号】

本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報誌です。
会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

目次

- 1面……第50回通常総会で事業計画等承認
- 2面……令和4年度活動方針、計画
- 5面……第46回全国大会に向け趣旨説明
- 6面……岐阜県で浄化槽実務者研修会

全国環整連

10・8通知に基づく適正業務体制確立へ

第50回通常総会で方針、事業計画承認

全国環境整備事業協同組合連合会(玉川福和会長)は5月19日、東京・一ツ橋の如水会館で令和4年度第50回通常総会を開催した。新型コロナウイルス感染症の終息はまだ見えない状況だが、まん延防止等重点措置が適用されていない状況などを鑑み、懇親会や来賓招待の中止など、ソーシャルディスタンスを確保しつつ規模を縮小しながら3年ぶりに対面にて開催し

た。総会では会員ニーズの把握と実行、次世代を見据えた一般廃棄物処理業の確立を方針として打ち出し、環境省10・8通知に基づく区域割りの実行、入札問題への対応を事業計画に盛り込むとともに、例年10月に開催する令和4年度全国大会を8月2日にホテルニューオータニ(東京)で開催し、全国環整連の方針を示すことを決議した。



総会の様子(上)と挨拶する玉川会長(左)



総会は午後1時半、26組(書面含む)の出席を得て開かれた。進行は宮原靖明専務理事(和歌山県)が務め、冒頭で玉川会長は「本日は多くの方に出席いただき、最終的に総会が閉会したときに、全国環整連はこれからこういう方向に進んでいくのだとい

う道順を皆様にお示したい。審議時間は十分設けているので、質問や意見などあったら寄せていただきたい」と挨拶した。次いで総会議長に権田五雄常任理事(滋賀県)を選出し、第1号議案「令和3年度活動報告、収支決算並びに剰余金処分案の承認」、第2号議案「令和4年度活動方針、活動計画並びに収支予算の決定」、第3号議案「令和4年度借入金最高限度額決定」、第4号議案「取引金融機関の決定」、第5号議案「県選任理事の交代」、第6号議案「その他」について審議した。

このうち第1号議案の監査報告では、近久雄監事、猪俣孝之監事から会計監査とともに、全国環整連の活動について「全国環整連に託された使命は各都道府県の会員にとって必要な事業を的確に掌握し、メリットとなるよう活動する義務がある。剰余金は今後の業務発展のために有効活用することを目指す。活動方針は、現地支援を軸に全国大会、総会、広報環整連を通して分かりやすく示していただきたい。次世代に指導部を引き継ぐとき、一般廃棄物を業とすることに誇りを持つ活動方針の確立を願いたい」との旨の提案があった。

これを受け、第2号議案で財務委員会、適正処理推進部会、合理化適正委員会、水処理委員会、循環資源委員会、広報・編集委員会、青年部の各活動方針を承認した。財務委員会は「分かりやすい会計処理」を掲げ、適正処理推進部会は環境省10・8通知を踏まえて「適正処理を推進し業務を確実に履行するため、各委員会・青年部会を統括し、全国で発生している様々な問題解決を図る」ことを掲げた。また合理化適正委員会

は、合理化事業を獲得するためには区域割りが必須であり、「循環資源委員会、水処理委員会と連携し活動する」。水処理委員会は、「一般廃棄物処理計画を完全実施するため、浄化槽清掃率100%の実施、恒久的な水処理施設としての浄化槽維持管理体制の実行、技術力の向上・電子化等による良好な処理水質の確保(浄化槽、下水道、農集排、環境省、国交省、農水省との協議)。資源循環委員会は、「10・8通知による適正な業務契約の推進、一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進、業務を的確に遂行するに足る委託料を実現する」。広報・編集委員会は「組合活動を広報」、青年部は「各県の実態調査(区域割り、合理化実施、料金清算率、入札)、10・8通知の徹底研修、各委員会への所属並びに問題提起」をそれぞれ盛り込んだ。第6号議案は、8月2日に開催する令和4年度全国大会の趣旨等を確認。大会テーマは「環境省10・8通知」として、東京・紀尾井町のホテルニューオータニで午後1時から開催することを承認した。

この後は玉川会長から、全国大会開催に向けた所信表明があり、午後3時半に総会を閉会した。

第46回全国大会を8月2日開催

大会テーマは『環境省10・8通知』



全国環整連は8月2日、東京・紀尾井町のホテルニューオータニ(写真)で第46回全国大会を開催する。

今年度のテーマは「環境省10・8通知」。同通知において一般廃棄物処理は「専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業」とは位置づけられていない」と明記されているが、全国では区域の定め(区域割り)のない一般廃棄物処理計画が散見され、委託契約についても競争原理を前提とした入札行為が行われている実態がある。

全国環整連に託された

使命は、各都道府県の会員にとって必要な事業を的確に掌握し、メリットとなるよう活動することで、全国の市町村において問題となっている各道府県の会員で解決ができていない区域割り、入札の問題に正面から取り組む。近い将来、次の世代に指導部を引き継ぐとき、環境省が発出した10・8通知が、どの県であっても実行される実態を作り上げる必要があるとされている。大会において実効性のある全国環整連の「活動方針」を明確にする。

一 廃処理業務の履行へ区域割り等推進

令和4年度活動方針および計画を承認

全国環整連第50回通常総会では、10・8通知(下部参照)に基づいた区域割りの実施など、一般廃棄物処理業務の確実な履行に向けた令和4年度活動方針、計画を承認した。内容は次のとおり。

財務委員会

1. 活動方針
 - 一 分かりやすい会計処理
2. 活動計画
 - 1) 予算執行の適正な実施
 - 2) 正確な会計報告

広報編集委員会

1. 活動方針
 - 一 組合活動を広報する
2. 活動計画
 - 1) 広報環整連の発行
 - 2) ホームページの更新

適正処理推進部会

1. 活動方針
 - 一 最高裁判決で「一般廃棄物処理業務は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業」と位置付けられていることとされた。
 - 二 さらに10・8通知の中でも、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求めることが明確になった。
2. 活動計画
 - 1) 区域割り及び合理化協定締結に向けた現地支援助
 - 2) 不当な新規許可を阻止
 - 3) 10・8通知の研修会の実施(入札問題・原告適格)
 - 4) 環境省との協議

合理化適正委員会

1. 活動方針
 - 一 合理化事業を獲得するためには、区域割りが必要である。
 - 二 循環資源委員会、水処理委員会と連携し活動する。
2. 活動計画
 - 1) 区域割り及び合理化協定締結に向けた現地支援助
 - 2) 不当な新規許可を阻止
 - 3) 10・8通知の研修会の実施(入札問題・原告適格)
 - 4) 環境省との協議

水処理委員会

1. 活動方針
 - 一 一般廃棄物処理計画を完全実施するため、浄化槽清掃率100%の実施
 - 二 恒久的な水処理施設としての浄化槽維持管理体制の移行
 - 三 技術力の向上・電子化等による良好な処理水質の確保(浄化槽、下水道、農集排)
2. 活動計画
 - 1) 浄化槽汚泥処理の区域割り、浄化槽維持管理契約書の見直しの推進
 - 2) 水再生優良事業者の取得推進
 - 3) 現場でタブレット入力をし、ビッグデータを活用した水質管理をすることで良好な処理水質の確保を目的とした現地実務研修会の実施

青年部

1. 活動方針
 - 一 各県の実態調査(区域割り・合理化実施・料金・清掃率・入札)
 - 二 10・8通知の徹底研修
 - 三 各委員会に所属
 - 四 各委員会に問題提起
2. 活動予算
 - 500,000円

環境省10・8通知

環境省10・8通知(以下「10・8通知」)

平成26年10月8日

各都道府県知事・各政令市長・環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

1. 活動方針
 - 一 一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)
2. 活動計画
 - 1) 一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいていることである。
 - 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、廃棄物の適正処理が基となることである。
 - 3) 廃棄物の処理が、市町村の責務であることである。

循環資源委員会

1. 活動方針
 - 一 10・8通知による適正な業務契約の推進
 - 二 一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進
 - 三 業務を適確に遂行するために必要な委託料を実現する
2. 活動計画
 - 1) 10・8通知による適正な業務契約の推進
 - 2) 一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進
 - 3) 業務を適確に遂行するために必要な委託料を実現する

5) 環境省に対する提言のまとめ(処理困難物、不法投棄等)

6) 諸問題に関する環境省との協議

青年部

1. 活動方針

一 各県の実態調査(区域割り・合理化実施・料金・清掃率・入札)

二 10・8通知の徹底研修

三 各委員会に所属

四 各委員会に問題提起

2. 活動予算

500,000円

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針(平成20年6月19日付環境対発第0806190001号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)」(以下「指針」という。)で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外に委託して行われる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者が行われる場合も、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業務の許可を与えることについては、市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様扱っていることからは、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準(以下「委託基準」という。)に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、委託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること(以下「受託料基準」という。)が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものである。市町村が委託基準を遵守したにもかかわらず、市町村は、受託者と連携して生活環境の保全上の支障の除去や発生防止の措置が十分でない場合、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

環境省10・8通知

平成26年10月8日

各都道府県知事・各政令市長・環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格
 - 一 市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準(以下「処理基準」という。)に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われれば、生活環境の保全上の支障の除去や発生防止のために必要な措置を講ずることが求められる。
 - 二 廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」と
2. 最高裁判決の趣旨
 - 一 平成26年1月28日の最高裁判決(別添資料第三小法廷判決「一般廃棄物処理業務許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋)
 - 二 「一般廃棄物処理業務は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業」と位置付けられていないものといえる。
 - 三 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業務の許可又はその更新を受けている者がいる場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業務の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立による需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が生じ得るもの」といえる。
 - 四 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業務の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるもの」といえる。
 - 五 「市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業務の許可又はその更新を受けている者がいる場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業務の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるもの」といえる。

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準(以下「処理基準」という。)に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われれば、生活環境の保全上の支障の除去や発生防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものである。市町村が委託基準を遵守したにもかかわらず、市町村は、受託者と連携して生活環境の保全上の支障の除去や発生防止の措置が十分でない場合、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものである。市町村が委託基準を遵守したにもかかわらず、市町村は、受託者と連携して生活環境の保全上の支障の除去や発生防止の措置が十分でない場合、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準(以下「処理基準」という。)に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われれば、生活環境の保全上の支障の除去や発生防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものである。市町村が委託基準を遵守したにもかかわらず、市町村は、受託者と連携して生活環境の保全上の支障の除去や発生防止の措置が十分でない場合、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものである。市町村が委託基準を遵守したにもかかわらず、市町村は、受託者と連携して生活環境の保全上の支障の除去や発生防止の措置が十分でない場合、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものである。市町村が委託基準を遵守したにもかかわらず、市町村は、受託者と連携して生活環境の保全上の支障の除去や発生防止の措置が十分でない場合、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

金沢から
全国、海外に...

誠意と信頼の
ネットワーク



■取扱商品

- | | | |
|-------------|---------------|----------------|
| エアポンプブロー | ガス検知器・送排風機 | 電動工具・制御機器・記録紙 |
| 水中ポンプ・陸上ポンプ | 配水管清掃機器・薬剤 | 浄化槽関連部品・FRP補修剤 |
| 給水ポンプ・薬注ポンプ | 各種産業用ベルト・ホース | マンホール・その他 |
| 水質検査器・理化学機器 | 浄化槽用消毒薬・維持管理剤 | |

水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。

株式会社 日環商事
Nikkan

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp

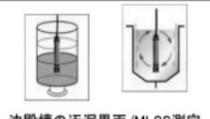
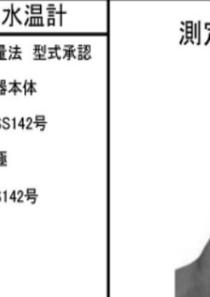
四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101
TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011
九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7
TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827

測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー		比色試験器	ピストン式採水器												
プローブ型透視度センサー：TP-10Z 	一体型透視度センサー：TP-30 	アクアテスター、DPD試薬 1Z / 2Z シリーズ (9段階測定) 7Z シリーズ (10段階測定)  DPD残留塩素測定試薬 比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をラインナップ  DPD-GL-10 DPD-WA-50 DPD-F-1 DPD-TL-1 DPD液体試薬 遊離残留塩素試薬 全残留塩素試薬	ミズテッポ1号/2号  1回で500m採水OK! 深い所 狭い所 浅い場所の採水OK! テーバ付採水ノズル												
従来 透視度測定は従来JIS法に基づく 目視測定式透視度計が用いられています。 問題・対策 目視式は測定環境の影響が大きい。 電子式透視度センサーは安定した測定を実現。															
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>プローブ型</td> <td>一体型</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>TP-10Z</td> <td>TP-30</td> </tr> <tr> <td>測定方法</td> <td>採水/投込</td> <td>採水</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>2~200cm 0~2Abs</td> <td>2~200cm</td> </tr> </table>			プローブ型	一体型	型式	TP-10Z	TP-30	測定方法	採水/投込	採水	測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm		
	プローブ型	一体型													
型式	TP-10Z	TP-30													
測定方法	採水/投込	採水													
測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm													

KRK 笠原理化工業株式会社

本社・工場移転のお知らせ
このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。
電話番号・FAX番号も変更となりました。

本社：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8
TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157
URL http://www.krkjpn.co.jp

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計 DO計	pH / ORP計	pH計	塩素イオン計																					
SS-10Z ¥250,000  沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定	SS-10F ¥220,000  活性汚泥濃度測定	DO-10Z ¥125,000 NEW DOセンサー OXNIT : OX-V2 	KP-10Z ¥95,000 pH / ORP / 水温計 	KP-10F ¥90,000 pH / 水温計 計量法 型式承認 計器本体 第SS142号 電極 第S142号 	CL-10Z ¥170,000 測定レンジ自動切替機能付 																					
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>SS-10Z</td> <td>SS-10F</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>MLSS : 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m</td> <td>無し</td> </tr> </table>		SS-10Z	SS-10F	測定範囲	MLSS : 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m	無し		<table border="1"> <tr> <td>測定範囲</td> <td>DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温:0.0 ~ 50.0°C</td> </tr> </table>	測定範囲	DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温:0.0 ~ 50.0°C	<table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>KP-10Z</td> <td>KP-10F</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">測定範囲</td> <td>0.00~14.00pH</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0~±1900mV(pH電極起電力)</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>0.0~50.0°C</td> <td></td> </tr> </table>	型式	KP-10Z	KP-10F	測定範囲	0.00~14.00pH		0~±1900mV(pH電極起電力)	無し	0.0~50.0°C		<table border="1"> <tr> <td>測定方式</td> <td>鉛フリー対応でIP67相当の防水構造 固体膜塩素イオン電極法</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>0.1 ~ 2000mg/L</td> </tr> </table>	測定方式	鉛フリー対応でIP67相当の防水構造 固体膜塩素イオン電極法	測定範囲	0.1 ~ 2000mg/L
	SS-10Z	SS-10F																								
測定範囲	MLSS : 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m	無し																								
測定範囲	DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温:0.0 ~ 50.0°C																									
型式	KP-10Z	KP-10F																								
測定範囲	0.00~14.00pH																									
	0~±1900mV(pH電極起電力)	無し																								
	0.0~50.0°C																									
測定方式	鉛フリー対応でIP67相当の防水構造 固体膜塩素イオン電極法																									
測定範囲	0.1 ~ 2000mg/L																									

KRK 笠原理化工業株式会社

本社・工場移転のお知らせ
このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。
電話番号・FAX番号も変更となりました。

本社：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8
TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157
URL http://www.krkjpn.co.jp

一廃業務の确实履行へ 活動指針確立

第46回全国大会開催 に向け趣旨説明

全国環整連第50回通常総会では、玉川福和会長から全国大会の開催に向けた趣旨説明があった。要旨は次のとおり。

全国大会の開催に向けた考えは、今回の監査意見書に集約されています。一つは環整連の会員メトリックを明確に打ち出す。そしてもう一つは環整連の活動指針を確立するという事です。現在、全国47都道府県中、当連合会は最大の会員数を誇っておりますけれども、本大会に会員に対してメトリックを与えられているかというところでもない。資料に活字は並ぶが実行されないという現実が続いており、区切りをつける必要があります。

私たちは一般廃棄物という自由業でない仕事をしながら、時には区域割りがないために競争まがいのことをせざるを得ないことがあります。それは委託業務の入札化であり、加えて、限られた許可業者の間で競争していることから公正取引委員会から指摘を受けることもあります。廃棄物処理法には一般廃棄物処理計画を策定すると明確に示されているにもかかわらず、区域割りがなされてもかかわらず、区域割りがなされても良い状況ではありません。地元でも全国組織でもこの問題の解消ができないという状況が長い間

続いてきましたが、今回、自由民主党と立憲民主党に同じ名称で新たな議員連盟を立ち上げることになりました。すでに両党の代議士と話し合いを進めていて、この人たちが呼びかけ人として、集まった議員の中から互選で会長を選出するという流れになります。

この中で議論することは、私たちは一般廃棄物の団体でありますから、そこからはみ出すつもりはありません。水処理については浄化槽。そして浄化槽が減少したときに合特法の影響を受ける下水道の維持管理、そして農業集落排水。この3本柱で水処理委員会を設置します。そしてもう一つはごみ処理です。ごみ処理については委託のごみ、そして事業系のごみ。事業系というと産業廃棄物という認識を持たれてしまいがちですが、それは現在一般廃棄物の枠組みとかけ離れた状況にあります。

一般廃棄物では平成26年1月の最高裁判決とよく言われますが、これは一般廃棄物処理が自由業になじまない、そして新規許可は取り消される恐れがあるとされたものです。環境省はその後の10月・8通知を出しました。ですから全国大会では環境省にこの10・8通知について講演をするよう要請しています。業界、そして行政の責任について解説していただきます。

私も会長職について20年を超え、いろいろな問題を処理していきましたけれども、そろそろ最後の入札問題に着手したい。皆と全員で勝ち取ってまいりたいと思います。いろいろな考えや課題、要望を当日のパネルディスカッションでぶつけていただき、一般廃棄物処理業とは自由業になじまず、確実に履行する必要がある業務であると、一般に広く知られるような状況も作ってまいりたいと考えておりますので、皆の支援をお願いします。

浄中連

令和4年度理事会・総会で新事業提案 人口減少社会への対応に向け連携強化

浄化槽関係8団体で構成する浄化槽中央連絡協議会（浄中連）令和3年度事務局川全国環整連は、7月8日、東京・市ヶ谷のホテルグランドヒル市ヶ谷で令和4年度理事会・定期総会を開催した。全8議案を審議・承認し、事業計画には従来の8事業に加え、全国環整連の玉川福和会長の提案で、人口減少社会における浄化槽の社会インフラとしての確立に向けた新方針を打ち出した。新たな9事業は持ち回り制で新会長に就任した（一社）日本環境保全協会の山条忠文会長に引き継がれ、山条会長は総会後の懇親会で各団体の連携を深めたいと述べた。

令和4年度浄中連会員名簿

浄化施設排水消毒管理協会
(一社) 浄化槽システム協会
全国環境整備事業協同組合連合会
全国管工事事業協同組合連合会
(一社) 全国浄化施設保守点検連合会
(一社) 全国浄化槽団体連合会
(一社) 日本環境保全協会
(一社) 日本空調衛生工事業協会

4年度役員選出および会長、副会長の選任」の全議案を滞りなく承認した。令和4年度事業計画は、例年どおり単独処理浄化槽の合併・統合に向けた財政措置の拡充強化に向けた活動、意見交換、国会や諸官庁、関係機関への要望、全国浄化槽大会への協力など8事業を盛り込んだ。

またここで玉川会長は、改めて「冒頭に申し上げたことだが、すでに私の地元、岐阜県でも、人口減少を受けた汚水処理に係る相談が寄せられている。突然下水道処理がストップする状況というのはあり得ないことだが、近い将来、運転不能に陥ることが避けられないというシミュレーションも出ている。計画的に住民説明会を開き、現在の補助制度を全て動員しつつ、住民負担を限りなく抑えながら浄化槽を設置することが一番ではないかと伝えているが、少なくとも我々は人口減少の原

因が生活排水処理にあったということだけは避けなければならぬ。自治体と連携しつつ2、3年と集中的に浄化槽に転換し、浄中連として意見を集約しながら日本という国に貢献する。貢献する義務があるし、誇りに思えることをやろうという心意気を持ってほしい。一回見せてもいいので、はいかとも思っている。そこで同様の問題は他県でも発生していると思うが、今から意見交換だけでも始められれば次の体制になっても話が進みやすいのではないかと思う。そして体制ができたあかつきには、1年交代制も見直すことも踏み込むべきではないかと思うが、本日お集まりの方々の意見を伺いたい」と問題提起した。

これを受けて全管連や全浄連、全保連など各団体の、さらに環境省浄化槽推進室の志太健一室長補佐から、業界の持続可能性の確保、空き家対策、農業集落排水の老朽化と運搬継続に向けた対応、単独処理浄化槽の合併・統合、コミュニティ・プラントの更新、災害の頻発と災害時のトイレ対策など、人口減少

国土強靱化の観点から活発な議論が交わされた。山条会長からは、「まさしく時代の流れに沿った提案と思う。下水道事業はほぼ100%が一般会計から繰り入れを行って運営されている。同じ市民で、ありながら、下水道区域には追加的な税金が投入されつつ、浄化槽、くみ取り世帯には、一部補助はあるものの、法定検査をはじめとした維持管理は全て自前で、税の公平性にも反する。またコロナ禍により、私たちの業務は国に貢献する。貢献する義務があるし、誇りに思えることをやろうという心意気を持ってほしい。一回見せてもいいので、はいかとも思っている。そこで同様の問題は他県でも発生していると思うが、今から意見交換だけでも始められれば次の体制になっても話が進みやすいのではないかと思う。そして体制ができたあかつきには、1年交代制も見直すことも踏み込むべきではないかと思うが、本日お集まりの方々の意見を伺いたい」と問題提起した。

これを受けて全管連や全浄連、全保連など各団体の、さらに環境省浄化槽推進室の志太健一室長補佐から、業界の持続可能性の確保、空き家対策、農業集落排水の老朽化と運搬継続に向けた対応、単独処理浄化槽の合併・統合、コミュニティ・プラントの更新、災害の頻発と災害時のトイレ対策など、人口減少

懇親会に環境省、国交省幹部ら出席

総会後は懇親会を開き、環境省環境再生・資源循環局長の土居健太郎局長、国土交通省不動産・建設経済局建設課の兼重和明課長補佐らが来賓として出席した。

山条会長は「先ほどの総会では、昨年当協議会の会長を務められた全国環整連の玉川福和会長より新しい提案をいただき、その他含めて全9項目の活動方針を満場一致で承認させていただいた。今後も各団体が連携を深め、そして各団体において衛生の向上、水環境の保全に向けて努力してまいります。全国の汚水処理人口普及率は92.1%に達したが、いまだ約1000万人の汚水未処理人口がある。この解消に向け、できるだけ早く浄化槽を整備する必要があります。環境省のご指導、ご鞭撻もいただきながら今年

民の生活、経済確保に不可欠な重要なインフラとして位置づけられていく。地域活性化、国土強靱化にも資する設備で、これまで浄化槽法の改正、合併・統合に伴う宅内配管工事費の予算化などを実施してきた。一方で、まだ対応すべき地域も残っており、引き続き知恵を出していきたい。加えて2050年カーボンニュートラルに向けて浄化槽でも対応が必要とされており、省エネ型、再エネ設備など、引き続き皆様と連携しつつ取り組んでまいります」と祝辞を述べた。

乾杯の発声は（公財）日本環境整備教育センターの鈴木義光常任理事が務め、「浄中連が発足して約50年が経過したかと思うが、引き続き皆様の取り組みによって浄化槽業界が健全に発展することを期待したい」と述べ、杯を掲げた。



会場の様子

